

NPO法人



2010年 2月 5日  
第5号

# Jomon Shiba



特定非営利活動法人  
縄文柴犬研究センター

NPO法人



# Jomon Shiba

## 第 5号

もくじ	1
巻頭言・幼き日の心の痛みと犬との出会い ☆岩手県 佐々木俊幸	2
総会・理事会・審査部会のご案内 ☆JSRC理事長 新美治一	3
中間会計報告、事務局からのお願い ☆JSRC 事務局長 樫尾 豊	3
シバの散歩道(5) ☆JSRC 理事 根深 誠(文筆家・釣り師・元登山家)	4
お便りコーナー ☆仲間を三人増やした -菅野和弘	
☆細谷美奈子 ☆竹村節子	8
☆横山茂樹 ☆福島正敏	20
思い出の犬たち -6- ☆柴犬研究所 五味	10
特別寄稿 おぼえがき「絶滅した日本のオオカミ-その歴史と生態学」に関連して ☆浜 健二	12
縄文柴犬の見方-5 頭蓋骨と顔貌について ☆五味靖嘉	14
JoeとMon 第3話-散歩の儀式(4コマまんが) 作:ぽよよ〜んオヤジ、文:風(フウ)	裏表紙・内側
お知らせ ☆諸料金一覧	9
☆血統登録について	20
寄贈	20
広告掲載:「吉方内科医院」、「秋田清酒株式会社」	表紙・裏側
:「サン獣医科」	11

次号(6号)から会費・寄附金納入者名・県名を掲載させていただきますが、匿名を希望される場合はお知らせください。

新年度の会費をお願いいたします。

宛て名表記の確認をお願いします。

### 特定非営利活動法人 縄文柴犬研究センター

会事務所

郵便振替口座 02280-2-106951

〒 014-0073 秋田県大仙市内小友字堂ノ前119番地5

TEL 0187-68-2976

<http://www.sibainu-k.jp>

[jsrc.jimukyoku@gmail.com](mailto:jsrc.jimukyoku@gmail.com)

## 巻頭言 幼き日の心の痛みと犬との出会い 岩手県 佐々木俊幸

最初にサブと出会ったのは小学1年生の頃だった。隣のうちで当時流行りだった(というか、私が最初に覚えた犬種がこれだったという話なのだが)スピッツという犬の雑種を飼っていて、その幼なじみが「今度うちの犬が子犬を生みそうだ」というので、ガキ大将たちが犬小屋に毎日集合して、みんなで様子を観察したような記憶がある。

当時は血統とか、それを意識した繁殖とか私の近所で飼われる犬では話題にされることもなく、とにかく子犬が生まれたら近所の間で誰かが引き取る、あるいは、それでもうまくいかない場合は子どもたちの知らぬ間に、大人が川やどこかに子犬を連れ出して処分なんていうのもあったように思う。

いずれ、子どもたちで勝手に話し合い、親を説得して生まれた子犬を分担して引き取る、そういった中で我が家にもサブがやってきた。

首輪をつけて、保健所への登録もやっていたと思うのだが、そういう環境のなかで、子供たちが遊んでいるときは犬が家につながれていたという記憶がない。遊びの集合体の中で犬たちが同化しており、遊びの風景を思い出すと、いつもそばにいた記憶がある。

我が家のサブは、その中でも自慢の賢い犬だった。むやみやたらに吠えたりしない、逃亡もせず私の周りに常にいる、糞をするときは自分で穴を掘って、土をかけて始末をすると、初めて飼う犬にしては出来すぎであった。そんなサブが1年たったかそこら辺の時、いつものように皆で遊んでいる最中に突然倒れて泡を

吹いて痙攣を起こした。びっくりして家に連れ帰り、獣医に見せたところジステンパーだとのこと。ある日、学校から帰ってきたときにサブは死んでいたのだが、その日の朝の様子を母から聞き、わんわん泣いた記憶がある。

母が仕事にでかけるために自転車を出そうとしていたところにサブがやってきて、門のところまで一緒についてきたとのこと。その後自転車が見えなくなるまで、じーっと門のところまで母を見つめていたというのである。

現在、我が家では2頭の柴犬を飼っている(一頭は日保犬、もう一頭は縄文犬のいずれも柴のメス犬)。

言い出しっぺは子供たちで、時代が違い環境も違うとはいうものの、子供たちと犬たちの繰り広げる様子は、私の幼き日と同じ光景を目の当たりにしているような気持ちになるのだが、時々思うのは、この子供たちもいつかは私と同じような心の痛みを味わうことになるのだろうか…ということ。哀しい思い出になるとか残酷な体験をするのだと警戒するよりも、そういった犬との出会いを通して、かけがえのない思い出を心に刻んでもらいたいと切に願うのだ。

私たちがこの研究センターに集うのは、そんな犬との出会いを育て、よりよい仲間作りをしていきたい、人生を歩んでいきたいということではないのだろうか。

人目を引く良い血統、価値のある犬の作出なんてことを考える前に、そんなかけがえのないものを大切にしていきたいと思うこの頃である。(2009.12.25)



八ヶ岳(コソ)

# シバの散歩道(5)

## 市役所の迷惑看板 = その2

根深 誠 (文筆家・釣り師・元登山家)

前回掲載した質問状に対する回答書が市役所から郵送されてきたので資料として掲げよう。総じて、鼻であしらったような誠意の感じられない内容になっている。まるで時代劇に登場する悪代官か、それとも封建

藩主か。ここまで威張り腐ったり、詭弁を弄したり、すり替えたり、言い逃れしたり、ほっかむり主義を決め込んだりしていいものだろうか、との疑念を抱かずにはいられない。

資料1



弘公園発 第57号  
平成21年10月30日



弘前市長 相馬 絹

根深 誠 様

直訴状による質問事項の回答について

平成21年10月8日付で、ご質問等がありました件について、下記のとおり回答します。

なお「問題点」の本文は省略して記載しております。

記

問題点1. いつ、誰が看板を設置したのか。

設置日 平成元年5月31日

設置者 弘前市長

問題点2. 看板の文言の誤りについて。(別紙環境保全課回答文参照)

問題点3. トラブルの改善策について。

① については、入園禁止している現在も糞や尿の苦情があることから、看板の文言を変更することは考えていません。

② については、9月30日付の回答と併せて各公園等の管理協力をお願いしている町会代表を対象とした会議でベットの回答と併せて是非を諮ったところ、処罰の解除について同意が得られていませんので、現状の公園利用で対応していきたいと思っています。

問題点4. 地域社会の問題なので善処していただきたい。

問題点3の②にもありますが、公園管理上の支障があると判断されるため、現状の対応をしていきたいと思っています。

資料2

### 根深氏からの問題点指摘に対する見解について

【根深氏記載】

○問題点2

・看板の文言の誤り→散歩中、犬には係留義務があるが猫にはない。

①狂犬病予防法 ②青森県条例

近隣同士の市民間の衝突→カラス1羽・カルガモ3羽・犬2匹殺害

【上記の問題点に対する回答】(環境保全課)

①確かに猫に対しては、法的な係留に対する記載はございません。しかしながら、「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条並びに「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(環境省告示)第5の規定に示されているとおり、猫の所有者は、飼養にあたって、周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことの無いよう責任を果たすことが求められています。

現状では、当市民の一部において、上記について必ずしも守られていないことから、やむを得ず、犬と同様に猫の進入を阻む文書の看板を設置しているものであります。

②付近にこれだけの動物の死体が見つかることは、普通の状況ではないと理解します。

もし、仮にこれが動物の虐待によるものであるならば、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反するものであります。

上記の法律及び条例に関する事務は、青森県知事事務となっており、身体的には、県動物愛護センターが所管しているものであります。市には、直接、上記に基づく指導等はできませんが、虐待などの連絡を受けました際には、県に通報あるいは、県とともに調査等を行うこととなります。

担当：環境保全課環境保全係  
電話：35-1111 (内線373)

資料3

問題点5. 市道の安全性について。(別紙道路維持課回答文参照)

問題点6. 緑地を弘前公園と同列で扱うことについて。

説明の際の参考例として、弘前公園を例に挙げたものであり、公園緑地課管理の公園等(300箇所余り)はすべて同様の対応をさせていただいております。

問題点7. 市の看板が住民間のトラブルの原因になっていることについて。

問題点3の②にもありますが、管理上のトラブル回避の必要性から看板の設置及び文言について現状のままとして考えております。

問題点8. 看板設置の公平性について

市民の憩いの場としての公園等であり、糞や尿が原因の不衛生な状況は、市民の方には不快感を与えることとなります。

このため、本来の目的で利用できるように現在の対応をしているところです。

問題点9. 看板の文言の改正について。

問題点3の②にもありますが、一部のマナーの悪い飼い主による糞や尿の苦情が現実にあるため、文言の改正は考えてはおりません。

問題点10. 職員の職名について。

名前と課名については、名乗る又は紹介するともに全員名札を着用しておりますので、職名については省略させていただきました。

なお、当日伺った者の職名は次のとおりです。

公園緑地課管理係主幹兼係長、同川村主事、同笹森技師  
環境保全課環境保全係鈴木主事、同山本非常勤嘱託員

問題点11. 回答書の表題について。

看板は禁止の内容文ですすが、行為を制限するにあたり、注意喚起の意味で表記したものであります。

今後も、公園等利用者が安心して快適に楽しんでいただけたらという管理運営に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

資料4

(問題点5)について

<これまでの経緯>

ゴルフ練習場からのゴルフボール飛来については、平成18年4月25日に弘前市議会議員を通じて道路維持課へ申し入れがあり、同日、現場調査の上、ゴルフ練習場へ安全処置をお願いしております。その際、口頭ではありますが、ゴルフ練習場側から「以前から打席の位置等を替えるなど安全対策を考えているが、さらに対処したい」と回答を得ております。

また、同年5月30日には東奥日報明鏡欄に投稿があり、同年6月13日に庁内の関係課と現地立会のもと安全対策について協議しております。

現場立会においては、土淵川及び近隣の田畑へ飛散のゴルフボールを確認しており、道路を利用している市民等への落下も類推されたところであります。

協議においては、「フェンスは工作物に当たり高さ制限はなく、確認申請では鉄柱を15m以上とすることとして提出されており建築基準法上は何ら問題ない、また開発行為上も問題がない」ということを確認しております。

市では、事故を未然に防ぐため、より一層の安全対策について検討していたべくよう、経営者に対し同年7月7日付で文書によりお願いするとともに、通行人に対しての注意看板を設置したところでありました。

<今後の対応>

市としては、ゴルフ練習場設置者に対し、再度文書により安全対策の実施について強力に要請してまいります。

担当：道路維持課管理係

電話：32-8555

写真説明

① ネットを越えてゴルフ球がビュンビュン飛んでくる。危険である。市役所に苦情を述べると立看板を設置した。



立看板に記された文言の誤りをあえて是正しないことによって、問題を現実放置し続けているのだ。つまり、事態を容認しているとも見てとれる。知りつつも知らんふりを決め込んでいる、というわけだ。

この問題はいまにはじまったことではない。以下に、地元紙に投稿された二つの記事を紹介しよう。

【危険な打球 安全対策を】

◇弘前市内の土淵川沿いに続く遊歩道は「サイクリングロード」と呼ばれ、多くの市民が散歩や通学、ハイキングコースなどに利用している。市は標識やベンチを設置し、便宜を図っている。しかし、一方で危険も同居し、かつ放置されている。上流域にあるゴルフ場の打球が、張り巡らされたネットを飛び越えてくるのだ。その数は尋常でない。遊歩道わきの田圃二枚分だけで、いっとき拾い集めたら八十五個あった。

◇垂れ幕みたいにネットを内部の四ヶ所にさげているが、それでも飛んでくる。散歩中、空を切って耳元をかすめたこともあった。もし打球の直撃を受けたらどうなるか。他県の例では死亡事故が発生している。このゴルフ場でも過去に、隣接するグラウンドで高校生野球部員の負傷事故があった。それで打球コースが反対方向へ変えられた、とのことだが、危険が回避されたわけではない。

◇ネットを飛び越えた打球は凶器と化す。田んぼ仕事の農家の人は「けがしないうちは誰も助けてくれない」とあきらめ、苗代を覆ったビニールが打球で破れないように、その上にネットを張っていた。まるで“無告の民”である。

写真説明

② 問題のゴルフ練習場。社長に電話で意見を述べたが、効果がなかった。



◇さらに支離滅裂なことに、農民を危険にさらしながら、農家の人が拾い集めた打球をゴルフ場の係員が回収にくるのだとか。打球が場外へ飛び出ないように市民のための安全対策を講じられないものだろうか。行政ならびに企業の管理責任はいかに。

(弘前市・一市民)

『東奥日報』2006年5月30日付「夕刊」明鏡

【現実の即さない看板の表示内容】

◇弘前市で早朝、散歩する高齢者同士のいさかきがあった。飼犬をつれた男に、擦れ違った男が一方的に暴言をあげせ、言い掛かりをつけていた。男は雨傘を振りかざして相手を威嚇した。物騒である。これを見た散歩中の人は、私も含めてクモの子の散るごとく逃げ去った。なぜ、言い掛かりをつけられたのか。それは、市役所の設置した看板「犬・猫等の入園を禁止する」を無視して、川岸の公園を通過したからだ。

◇ここで問題は二点ある。一点は言い掛かりをつけた男の言動。これは、なにをか言わんや、である。もう一点は看板の表現内容、これが曲者だ。公園緑地課に問い合わせると「糞を放置するマナーの悪い飼主がいるから」との理由だが、都合のよい理屈ともいべきもので「禁止」の正当性にはならないだろう。万人が納得する合理的な理由があったらご教示願いたい。

◇加えて、飼犬には繋留義務が課せられているが飼猫にはない。猫は放し飼いにされ、勝手自在に入園し、排便できる。つまり、看板は現実に即していないことになる。なぜ、理に適わぬことに税をつかうのだろうか。

## 写真説明

③ゴルフ練習場に隣接する農家のわら焼き。警察が駆けつけ、「ワラ焼き公害だ」と注意されていた。私はそれより動物の変死やゴルフ玉が危険であり問題だと警察に意見を述べた。



結論をいえば、問題の二点とも論拠の軸がずれている。恐らくそれによって迷惑するのは、マナーを身につけた多数の飼い主である。現実を直視した適切な表現内容に訂正できないものなのか。

(弘前市・一市民)

『東奥日報』2006年8月9日付「夕刊」明鏡

二つの記事はともに二〇〇六年の掲載であり、いまから四年前になる。この間、状況はいっこうに改善されていない。ゴルフ玉はネットを飛び越え、住民間のトラブルや鳥獣の変死は繰り返されてきたのだ。市役所よ、なにをかいわんや、である。職務怠慢以外のなものでもないだろう。一時しのぎに糊塗するだけで、なんら問題解決しようとしなかった、ということではないだろうか。呆れ果てて物申す気力が萎えてしまう状態を待ち望んでいるのだろうか。だとすれば、なかなかの破廉恥漢であり、曲者ではないか。一市民として、良識に照らし合わせて恥ずかしい。

私への回答書では「市」だとか「市長」だとかという公的な名前を使っているもの、そのじつ、課長クラスの裁量で処理しているのだ、ということを知られた私は「ドッテンブズマゲダ」(吃驚仰天した)。私があえて「直訴状」としたことの意味をまったく無視している。「専決代決規定」と称して、それが許されるのだとか。

個人の正体を明かさずに「市」や「市長」を名乗って、それが許される世界だとしても、公共性の強い職業なのだから、今後は改めたほうがいいと思う。その

ことによって責任の所在が明らかになる。もちろん、ケースバイケースはありうるだろう。それにも増して、職務上、公平無私な姿勢が望まれるのではないだろうか。回答書からは、そのような姿勢は微塵も感じられない。

この件に関連して、新聞で署名記事を目にすることがあるので、その理由を地元紙(東奥日報社)に問い合わせしてみた。以下のような回答がえられた。弘前市役所の担当者のように質問の意図を恣に改竄しない点は、さすが新聞社というべきか。

小社の場合、署名記事は、

- (1) 解説記事や、ルポ・連載記事
- (2) 地域面の記事

に、つけています。

(1)については、記者に責任をより強く感じてもらうため、そして、この記事は、こういう人が書いているんだ、と読者に知らせ、関心を持ってもらうため。(2)については、地域の人たちに、その地域を担当している記者の名を知ってもらい、親しみをもってもらうため。

弘前市役所の担当者は謙虚な気持で参考にしたらどうだろうか。「イヌも食わない話」の類になったが、それでも老婆心ながら一言言いたくもなる。

とりあえず結論を述べれば、「市」や「市長」を名乗る担当者の判断や行為は、市の「生活環境基本条例」に著しく違反している。「健康で安全かつ快適な市民生活の確保に寄与」していないし、「近隣住民の生活環境を損なうことのないよう適正に管理」していないからである。動物愛護法の原則にもとる。地方公共団体としての行政機能が壊れているのか、あるいはタカが緩んでいるのか、いずれにしても正常とは思えない。

私は町会の事務局長、交番、市議員に善処を求めた。一市民の良識として社会に責任を負う、という意味では当然のことであり、非難されるべきことではないと思うのだが、そうも問屋が卸さないのが、この地域社会である。

ところが、いつの間にか小屋にうんちをしなくなったっ!



おっ、Joe えらいねえ…と、思ったら… ③

あいや、みんなの見ていないところでうんちを  
食べて自分で始まっているではありませんか! ④



…うーん、これも彼女なりの学習の成果?  
なのだろうか (^^ゞ

### JoeとMon 第4話 我が家の掟

わたし、こんなにウンチをてんこ盛りしてるかなあ?っていうのが、まず第一の言い分!

カタチにだってけっこうこだわっているつもりよ!たとえば小さめのバナナ形とか。これならウチのひとに拾ってもらう時だってラクでしょ?気をつかってるんだから……。

こんなに山盛りを出したことがあるとしたら、それは食べさせ過ぎ?それとも、食べた餌の中身の問題かなあ? (註・白米・脂質などが多いとか)

それとね、このごろ道路とか公園でウンチするのは(させるのは)マナー違反って言われるらしいのよね。ウンチ袋を用意しても。たしかに、うちから出かける前にウンチをさせてもらえば、柔らかさとか寄生虫の有無なんかをよく観察してもらえてわたしも安心なのだけれどなあ。これってトカイのマナーなんだって。

さて、言い分その二。ウンチパクリの件です。ワタ

# JoeとMon

作画 ぽよよ〜んオヤジ

第4話 我が家の掟

我が家の掟、それは…



① 散歩中にうんちは落ませるべし!

② …しかしJoeは、それがなかなか徹底でき  
ないらしくて…



あーっ! また小屋の中でうんちしてる (\*\_\* )!

### 作画:ぽよよ〜んオヤジ ・ 文:風(フウ)

シ達、犬仲間ではオシッコと同じくウンチも大事な「名刺」なの。いくら飼い主でも、ワタシの目の前でワタシが一生懸命に出した「名刺」をジロジロ見たり、取ろうとしないでよ!

あわてて隠そうとしたいのだけど、うまい場所がなければ仕方ない!自分の口の中へ……。いつも叱られたり、だめ!なんていわれると、見つけられる前に隠しちゃお!へへへ……。ワタシってけっこうアタマいいのよ〜だっ!

※愛犬が好ましくない行為をしたとき、飼い主としてどう対応したらよいのか?

これは様々なケースがあって、対応は難しいですね。

しかし、あわてない・感情的にならないということがまず第一ではないでしょうか?犬は飼い主の表情や気持ちをじつによく捉えているものです。それをかわし、うまく解決するのは飼い主であるあなたの知恵ではないでしょうか?